

景観に配慮した道路管理の在り方について

杉本 朋也

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 道路管理課 (〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142)

紀南河川国道事務所では、近畿自動車道紀勢線など新たな道路整備によって、観光来訪者の増加が期待できる状況にあり、既存の国道42号は「観光道路」としての性格が強くなるものと推測されている。道路利用者が景観や眺望を期待して来訪するケースも見込まれることから、今般、事務所として防護柵の色彩の統一を図ったところである。

本稿では、防護柵に関する色彩統一に至る経緯と、併せて道路利用者の景観に対する意識を確認するための調査を行ったことから、その結果と今後の展開について報告するものである。

キーワード 景観に配慮した防護柵、地域の合意形成、整備優先順位

1. はじめに

紀南河川国道事務所では、国道42号のうち、三重県南牟婁郡紀宝町成川～和歌山県御坊市湯川町大字富安間の156.3km(実管理延長167.9km)を管理区間としている。その国道42号と並行するように高規格幹線道路である近畿自動車道紀勢線の整備を着実に推進しているところであり、2015年(平成27年度)には、紀勢線田辺～すさみ間及び那智勝浦道路が開通する見込みである。

この開通に伴い、既に世界遺産やジオパークの指定がなされた紀南地域への観光来訪者の増加が期待されるところで、高速道路から観光地に至るまでの経路路線となる国道42号はより一層「観光道路」としての利用傾向が強くなるものと推測される。供用区間においても、交通量は一定の減少が見込まれるものの、景色を楽しみながらゆっくり運転するという「観光道路」としての性格が強くなるものと考えられる。

よって、国道42号においては、道路景観要素である防護柵や標識、照明柱などについて、景観に配慮した形式、色としていくことを目的に、道路利用者に最低限提供すべき“安全・円滑・快適”という交通機能に加えて、景観形成、沿道環境保全といった空間機能を追加していくことが、道路管理者としての課題となっている。

ここでは、特に景観要素に大きな影響を与える防護柵に絞って、色彩の統一検討の経緯や道路利用者・沿道住民を対象にした意識調査の結果、今後の整備手法検討について報告するものである。

るが、道路景観形成上、特に配慮が必要な地域や道路は、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(以下「ガイドライン」と言う)」¹⁾に以下のように示されている。

■景観的な配慮が特に必要な地域・道路

- ①地域の中心地区等において街の骨格を形成する道路、地域にとってシンボルとなる道路、多くの人が集まる地域
- ②歴史的価値の高い施設周辺、もしくは歴史的街並みが形成されている地域
- ③遠景、中景、近景を問わず、山岳や景勝地等が望め、眺望に優れた道路
- ④道路周辺の空間に広がりがあり(海岸、湖沼、田園等)、道路空間と周辺空間を分断することが好ましくない道路
- ⑤その他、地域の人にとって特別な意味のある地域・道路

(2) 地域特性

紀南河川国道事務所が管轄する「国道42号」は、その大半において、世界文化遺産や国立・県立公園のエリアを通過している(図-1)。このため、景観的配慮が特に必要な地域・道路に位置づけされる。



図-1 国道42号沿道の状況

2. 景観配慮の必要性

(1) 基準類の確認

防護柵の景観的配慮は、全ての地域・道路で必要であ

(3) 自治体の景観計画

和歌山県では、県全体を景観計画の対象区域としており、良好な景観形成の施策が講じられている。さらに、国道42号の通過する白浜町、すさみ町においては、特に

良好な景観形成が重要と認められる地域として、「特定景観形成地域」にも指定されており(図-2)、景観の保全とともに良好な景観の形成が求められるところである。



(4) 観光目的

和歌山県の観光客について、紀南管内の訪問者とそれ以外の紀北・紀中の訪問者をその目的別に整理すると、図-3のとおりとなる。

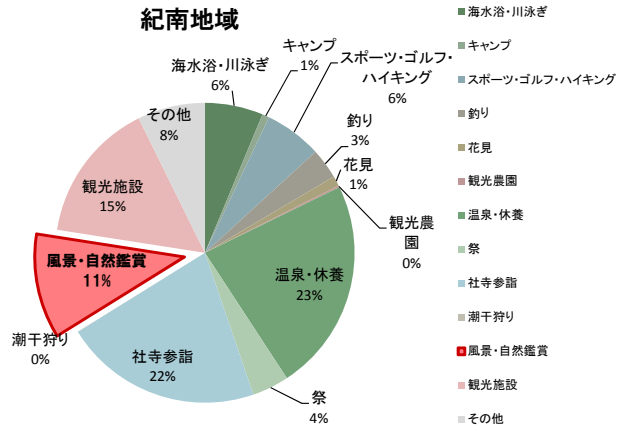


図-3 和歌山県地域別観光訪問目的²⁾

これを見ると、風景・自然鑑賞を目的とした来訪者の割合は紀南管内の方が多くがわかる。また、風景・自然鑑賞を目的とする来訪者の数も紀北・紀中に比べて紀南が約2倍となっている(図-4)。

風景・自然鑑賞

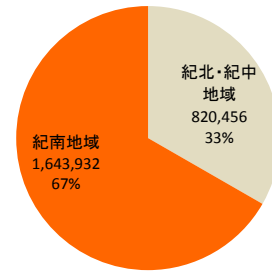
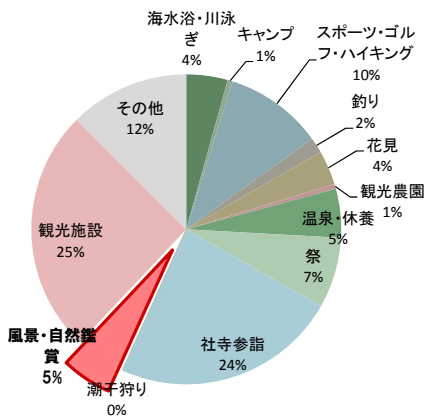


図-4 和歌山県風景・自然鑑賞観光客数²⁾

紀北・紀中地域



(5) 必要性

以上で整理したとおり、紀南河川国道事務所管内の国道42号においては、管内全域を通して、景観への配慮が必要であり、特に道路景観を構成する大きな要素である防護柵については、そのデザイン、色彩について周辺との調和を図る方針とした。

3. 防護柵の色彩について

(1)防護柵の色彩の基本的な考え方

ガイドラインにおける色彩の基本的な考え方は、「周辺景観の中で防護柵が必要以上に目立たない塗装色を選定することが原則である」と記載されており、以下の3色から選定することが基本とされている。

表-1 景観に配慮した防護柵の基本とする色¹⁾

基本とする色の名称	標準マンセル値
ダークブラウン(こげ茶色)	10YR 2.0/1.0 程度
グレーベージュ(薄灰茶色)	10YR 6.0/1.0 程度
ダークグレー(濃灰色)	10YR 3.0/0.2 程度

(2)道路敷地内からの景観(内部景観)

国道42号の内部景観は、主に「沿岸部」「山地部」に分けられる(写真-1)。

沿岸部は、フェニックス褶曲等で有名なポイントもある日本ジオパークに認定されている地域となっており、写真の様に露岩している景観を望むことができる。また、山地部は、道路が樹木に挟まれている状況になっている。

上記の様な内部景観であることから、周辺景観の中で防護柵が必要以上に目立たない色彩として、岩肌や樹木の幹と同系色の“ダークブラウン”を選定した。



写真-1 沿岸部および山地部の国道42号

(3) 道路敷地外からの景観(外部景観)

道路を含む外部景観としては、国道42号と並行しているJR紀勢本線の車窓からの景観、海岸から山側の景観が主として考えられる。(写真-2)

JR紀勢本線(山側)の車窓からの景観では、内部景観と同様に道路越しに、露岩している景観を望むことができる。また、海岸からの景観では、自然豊かな樹木の景観となっている。

上記の様な外部景観であることから、周辺景観の中で防護柵が必要以上に目立たない色彩として、岩肌や樹木の幹と同系色の“ダークブラウン”を選定した。



写真-2 JRや海岸から見た国道42号

(4) 管内の路線としての方針

紀南河川国道事務所管内には、現在供用されている路線のほか、施工中の紀勢線や那智勝浦道路などの路線がある。これら路線は、津波等の災害時におけるネットワークを構築し、救命活動や地域復興支援に寄与できるよう、国道42号より山側に整備されており、周辺景観は山林であることから、内部景観は樹木に挟まれ、外部景観は自然豊かな樹木の景観となる。したがって、国道42号と同様に“ダークブラウン”を選定した。

以上より、紀南河川国道事務所における国道42号や整備中の路線の防護柵の色彩は“ダークブラウン”を採用

する方針とした。

(5) 夜間反射テープについて

防護柵の夜間の視認性向上のために、必要に応じて支柱に反射テープを貼り付けている。この色彩については、運転中に目に入っても圧迫感を与えない効果や薄暗い時間帯でも比較的是っきりと見える効果、また、国道42号は海岸線をはしる路線であり、海との調和を考慮し、青色に統一する方針とした。



写真-3 防護柵反射テープ

4. 利用者の意識調査

(1) 目的

先に示したとおり、管内の防護柵の色彩について、おおむねの統一方針を決定したところであるが、道路利用者や沿道住民を対象に、道路景観としてのニーズや意識についても並行して調査を実施することとした。

(2) 調査方法と対象

簡易にかつ広く意見を聴取することを目的に、WEBアンケート(インターネットリサーチ会社の登録モニタを対象)により、調査するものとした。

対象は管内の国道42号を利用すると考えられる沿道もしくは隣接する以下の市町のモニタ(サンプル数200)とした(御坊市に隣接する日高町、日高川町~新宮市まで)。



図-5 アンケート調査対象範囲

(3)アンケート結果

以下に主な設問に対する結果を示す。

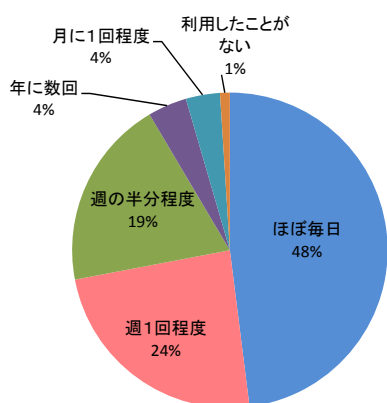


図-6 国道42号利用頻度

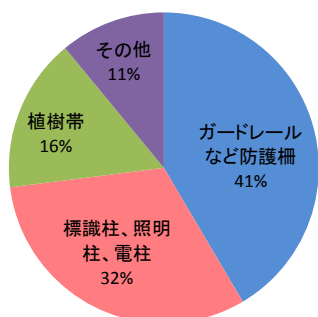


図-7 道路利用時に景観眺望を意識するうえで最も障害と感ずる道路附属施設

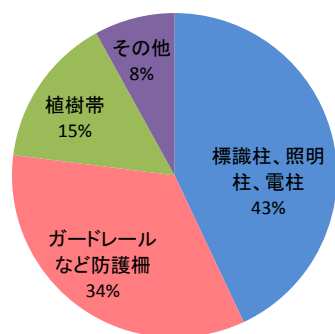


図-8 道路から離れた位置から道路を眺めたときに景観眺望を意識するうえで最も障害と感ずる道路附属施設

運転中(内部景観)などにおいては、沿道の景観障害を引き起こしている附属施設として防護柵が最も多い意見となった。一方、外部景観としては、高さの高い標識柱や照明柱などが障害している施設であるとの意見が多かった。

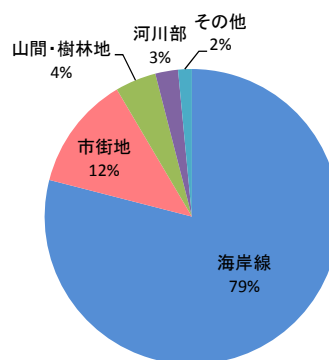


図-9 道路附属施設を景観に配慮するとした場合、最も配慮すべきと考える場所

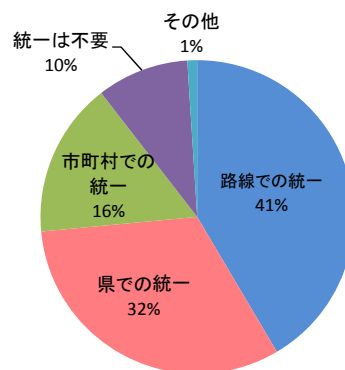


図-10 防護柵などの色彩を統一する場合の統一すべき範囲

道路附属施設を景観に配慮して整備する場合に、どのような場所で配慮すべきかという設問に対しては、約8割が海岸線であるとの回答であった。

また、色彩を統一するとした場合のその範囲については、路線で統一を図るべきとの意見が多かった。

(3)防護柵を取り替えた箇所における意見

2014年(平成26年度)に防護柵を景観色タイプに変更した箇所がある(写真-4)。ここでは、上記のアンケート同様、地域住民の方から景観がよくなったなどといった意見が寄せられている。



写真-4 景観に配慮した防護柵設置例(すさみ町)

(3)考察

アンケートの結果、地域住民である回答者の大半は、国道42号の利用経験があり、防護柵など道路附属施設が景観を阻害しているという意識があり、特に海岸線では、

配慮すべきとの意見が多く得られ、道路利用時における景観への意識の高さを把握することができた。

道路管理者として、景観のことを無視できない結果であると考えられる。

5. 整備優先順位の設定と今後の展開

今回は、防護柵としての色彩統一の検討経緯と広く道路付属施設と景観に関する意向調査の結果をとりまとめたものである。

今後、紀南河川国道事務所として、適宜、防護柵などの施設を景観タイプに更新していく方針としているが、管理延長が長いと、実施箇所の優先順位付けを行う必要がある。

また、景観に配慮した整備が完了した箇所においては、例えば道の駅において、今回のアンケートで対象外とした他県からの観光者にインタビュー調査を行うなどして、より具体的な道路利用者の意向を確認するとともに、視認性の変化による事故などへの影響についてもモニタリングし、景観に配慮した道路管理の在り方を深掘りする方針である。

6. おわりに

紀南河川国道事務所管内では、新たな路線の整備で、既存の国道42号の在り方が大きく変わる転換期を迎えようとしている。

特に、和歌山県南部地域は、景観や自然風景に特化した観光地を多く抱えることから、より一層、道路管理と景観の在り方が問われる状況になる。その中で、今回の意向調査は、利用者の景観に対する意識の高さを把握したものであり、道路管理者としてその責務を強く感じたところである。

道路景観は、新規に整備する道路にばかり着目されがちであるが、既存の道路についても景観に対する配慮の必要性を常に念頭に置き、安全・円滑にかつ満足度の高い空間が来訪者に提供できるよう努めていきたい。

7. 参考文献

- 1) 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」平成16年3月(景観に配慮した防護柵推進検討委員会)
- 2) 平成25年和歌山県観光客動態調査報告書